

[令和4年12月13日県土整備常任委員会]

◆宇野裕 委員　それでは、議案第1号補正予算についてお伺いをしたいと思います。今回の補正予算において、ただいま説明もありましたけども、平準化推進分の債務負担行為、いわゆるゼロ債の要求が出ております。県土整備部の工事の平準化について改めてお伺いをしたいと思います。

公共事業は、年度当初は閑散期、年度後半期は繁忙期となりがちであり、繁忙期になりますと、技能労働者は時間外勤務が増え、休日も確保しづらくなる、閑散期では仕事が少なくなり、収入が不安定になるということを現場の声として聞いているところでございます。将来の建設業界を担う人材を確保する上でも、施工時期の平準化は大変重要であると考えております。特に県土整備部では、公共事業の発注が多く、地元建設業への影響も非常に大きいと思われれます。

そこでお伺いをしたいと思います。施工時期の平準化により、どのような効果を見込んで取り組んでいるのか、お尋ねいたします。

◎説明者（花野井県土整備政策課副課長）　県土整備政策課でございます。

施工時期の平準化は、年間を通じた工事量の安定により、建設業の経営の健全化や担い手の育成、確保につながり、また、発注者にとりましても公共事業の品質確保が図られ、受発注者の双方に効果があると見込んでおります。県土整備部では、出先機関と本庁担当課で構成する会議等を設置し、所属単位で設定した四半期ごとの契約目標に基づきまして執行状況の管理等を行うとともに、ゼロ債や2か年債務の活用、早期の繰越設定などにより施工時期の平準化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

◆宇野裕 委員　ありがとうございました。現場の声によく耳を傾けていただきまして、この平準化という大きな目標に向かって、これからも頑張ってくださいたいと要望でございます。

以上です。

◎説明者（大村港湾課長）　港湾課でございます。議案第2号令和4年度千葉県特別会計港湾整備事業補正予算（第1号）について説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料6ページをお開きください。これは、コンテナターミナル拡張に伴う港湾利用者との調整による遅延により、繰越明許費として1億6,500万円を設定するとともに、施工時期の平準化を推進するため、荷役機械、給電用ケーブルの更新などについて債務負担行為を設定するものです。

以上で説明を終わりにいたします。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

◎説明者（増田市街地整備課長） 市街地整備課長の増田でございます。議案第3号令和4年度千葉県特別会計土地区画整理事業補正予算（第1号）について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料7ページをお開きください。補正の内容でございますが、繰越明許費及び債務負担行為の設定を行うものでございます。

まず、上段の繰越明許費の表を御覧ください。これは、地権者との協議の遅延などによりまして、年度内に完了しない見込みとなった事業について適正な工期を確保するため、繰越明許費を設定しようとするものでございます。金額につきましては、4地区合計で52億8,447万1,000円で、地区別の金額は記載のとおりとなっております。

次に、下段の債務負担行為（追加）の表を御覧ください。これは、施工時期の平準化を図るため債務負担行為を設定しようとするものでございます。限度額につきましては、表にありますように、金田西地区が2億5,500万円以内、運動公園周辺地区が2億800万円以内、柏北部中央地区が2億3,900万円以内、最後に木地区が1億4,900万円以内となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎説明者（島田下水道課長） 下水道課でございます。議案第7号令和4年度千葉県特別会計流域下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

常任委員会資料の8ページを御覧ください。補正の内容でございますが、各流域下水道事業につきまして、施工時期の平準化を推進するための債務負担行為を設定しようとするものでございます。

限度額につきましては、印旛沼流域下水道事業管理費が4億300万円以内、印旛沼流域下水道事業建設費が1,600万円以内、手賀沼流域下水道事業管理費が1億1,300万円以内、手賀沼流域下水道事業建設費が1億4,400万円以内、江戸川流域下水道事業管理費が6億1,800万円以内、江戸川流域下水道事業建設費が7,900万円以内でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎説明者（霞建築指導課長） 建築指導課でございます。議案第14号使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料9ページをお開きください。令和4年10月1日等に施行されました建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部改正に伴う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料並びに低炭素建築物新築

等計画認定申請手数料の改正等を行うものでございます。

改正の内容としましては、1つ目として、共同住宅等に係る住戸ごとの申請の廃止や、2つ目として、低炭素建築物認定の申請単位の変更に伴う手数料の改定、3つ目として、簡易な審査方法である仕様基準に係る手数料の新設などを行うものでございます。

施行期日につきましては、令和5年1月1日からです。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎説明者（横土都市計画課長） 都市計画課でございます。議案第17号都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の55ページをお開きください。改正理由ですが、市町村の都市計画マスタープランに位置づけられた市街化調整区域内の産業拠点等について、周辺の市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内に適地がないと認められる場合には、知事が事前に当該区域を指定することで、流通業務施設や工業施設の開発が可能となるよう、条例の一部を改正するものです。

改正の内容ですが、市街化調整区域の立地基準に「市町村の都市計画マスタープランにおいて、流通業務施設又は工業施設の用に供することとされている土地の区域のうち、知事が周辺の市街化のおそれがないなどと認めて指定した土地の区域において、流通業務施設又は工業施設を建築する目的で行う開発行為」を追加いたします。また、指定手続その他所要の規定の整備を行うものです。

施行期日につきましては、令和5年3月1日としております。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎説明者（横土都市計画課長） 都市計画課でございます。

具体的な指定要件についてですが、まず、市町村の都市計画区域マスタープランに産業拠点として位置づけられていることが必要となります。あと、建築できる建築物の用途は、市街化を促進するおそれがない施設として流通業務施設、または工業施設としています。区域面積は市町村の都市計画マスタープランの産業拠点の実現を図るという趣旨から、5ヘクタール以上20ヘクタール未満とします。また、道路の接道についてですが、開発に伴う発生交通量に対応するため、4車線以上の道路や幅員12メートル以上の道路、国県道などに接道していることとしております。なお、区域には災害ハザードエリアや農振農用地、保安林などは含められません。今後、これらの内容を定めた規則案や区域指定方針案についてパブリックコメントを実施し、年度内の施行を目指してまいります。

以上です。

◎説明者（横土都市計画課長） 都市計画課でございます。

手続の流れについてですが、市町は具体的な区域を定めた申出案を作成し、地権者や周辺住民への説明を実施した後、県に申出を行います。県は市町からの区域申出案を受理し、内容の確認を行った後、パブリックコメントを実施します。その後、市町の都市計画審議会に諮るとともに千葉県開発審査会の意見を聞きます。これら関係する方々への説明や、広く県民や第三者の意見を聞くなどの手続を経た後、県が告示することにより、区域指定となります。

以上でございます。

◆宇野裕 委員 それでは、大きくは5点について質問、そしてまた要望等させていただきます。

初めに、広域的な幹線道路ネットワークについてお伺いをさせていただきます。圏央道や北千葉道路などの広域的な幹線道路ネットワークの充実強化は、本県の将来の発展のために必要不可欠ではないかなと常々考えているところでございます。圏央道につきましては、県内唯一の未開通区間である大栄―横芝間の整備が進められているところではありますが、私の地元の匝瑳市からのアクセスを考えると、大栄―横芝間が開通する際、銚子連絡道路が接続する松尾横芝インターチェンジがどのような形態になるのか非常に気になるところであります。

そこでお伺いをいたします。松尾横芝インターチェンジはどのような形態で整備されているのか。

◎説明者（西山道路計画課長） 道路計画課でございます。

圏央道の松尾横芝インターチェンジは、現在、東金方向のみの出入口を有するインターチェンジとなっておりますが、大栄―横芝間の開通に合わせて、大栄方面への出入りも可能となるよう、フルインターチェンジの形態で整備されます。

以上でございます。

◆宇野裕 委員 ありがとうございます。松尾横芝インターチェンジが大栄―横芝間の開通と合わせてフルインター化されれば、山武・東総地域とのアクセス性の向上が図られるものと大いに期待をされているところであります。現在、松尾横芝インターチェンジの周辺では鋭意工事が進められていると聞いております。

そこでお伺いをいたします。松尾横芝インターチェンジの整備状況と開通見通しはどうか。

◎説明者（西山道路計画課長） 道路計画課でございます。

松尾横芝インターチェンジについては、東日本高速道路株式会社により、大栄一横芝間の令和6年度の開通に向け、現在、圏央道本線と交差するランプ橋の下部工やインターチェンジ改築に伴う側道の付け替え工事が実施されているところでございます。県といたしましては、引き続き沿線市町と一体となりまして、東日本高速道路株式会社に最大限協力してまいります。

以上でございます。

◆宇野裕 委員 ありがとうございます。早期の目標完成に向けて、よろしく願いをしたいと思います。

次に、新たな湾岸道路についてお伺いをさせていただきます。湾岸地域においては、人、物の流れが集中していることから、広範囲にわたる慢性的な渋滞が発生しており、この解消が喫緊の課題となっております。本県の産業や経済の発展、観光振興の観点からも、新たな湾岸道路が必要であると、この委員会で、私もかつてこの問題について取り上げさせていただきました。改めてここで伺うわけでございますが、特に湾岸ルートにおいては、京葉道路と東関東道がありますが、災害時における代替性、多重性の確保のため、新たな湾岸道路を整備することで、人、物の流れをより安定的に確保できるようになり、県民の安全・安心な暮らしにつながるものと期待を寄せているところであります。

そこでお伺いをさせていただきます。新たな湾岸道路の計画の具体化に向け、どのように取り組んでいるのか。

◎説明者（西山道路計画課長） 道路計画課でございます。

新たな湾岸道路は湾岸地域における慢性的な交通混雑を解消し、湾岸地域のさらなる活性化や防災力の強化はもとより、国際競争力の強化、そして首都圏の生産性の向上を図るために重要な道路でございます。現在、国による、より具体的な検討が円滑に進むよう、国、県、沿線市が意見交換する場を設けているところでございます。県といたしましては、引き続き沿線市等との調整を含め、国に最大限協力してまいります。

以上でございます。

◆宇野裕 委員 ありがとうございます。新たな湾岸道路は首都直下型の地震等々、やはり今、京葉道路があって、第一湾岸というんですかね、湾岸がある。もう1本造ることによって、3本大動脈というものがあれば、先ほど申し上げましたように代替性の確保というのができます。私の経験なんですけど、中越地震が起きたときに新潟県にお伺いをしました。そのときに、一般道がかなり壊れちゃって、一般道が使えない状態でありましたけども、たまたま高速道路は強固な構造でありましたので使えて、

新潟県まで行くことができまして非常に助かったなというふうな記憶がありますので、この京葉道路、現在の第一湾岸、そして新たな湾岸道路というものは、どうしても首都圏にとっての大動脈、3本ぐらいはあってもおかしくないのではないかなというふうに思っております。改めて要望させていただきますが、新たな湾岸道路は災害時に県民を守るために必要な道路であり、引き続き、早期の具体化に向けて、国との協議のときに、やはり千葉県の強い意志というのが大変重要だと思いますので、千葉県がリーダーシップを取るような形で国を引っ張っていく、そして市町村も引っ張っていくというような気概を持って取り組んでいただければと思います。

次に、広域的な幹線道路ネットワークにアクセスする道路の整備についてお伺いをいたします。先ほども申し上げましたけども、銚子連絡道路は圏央道に接続をして、山武・東総地域の広域的な幹線道路ネットワークを形成するとともに、農林水産物の販路拡大や地域経済の活性化を図り、防災力を向上させる大変重要な道路だと認識をしているところであります。横芝光町から匝瑳市間については、現在、全線にわたって工事を展開しており、令和5年度の開通に向けて着実に整備が進められていると聞いております。これに続く匝瑳市から旭市間についても早期に整備いただくことで、私の地元の匝瑳市のポテンシャルを十分に発揮できるだけでなく、旭市、銚子市も含めた当該地域の活性化につながるものと大いに期待をしているところであります。

そこでお伺いをいたします。銚子連絡道路の匝瑳市から旭市間の取組状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

◎説明者（大塚道路整備課長） 道路整備課でございます。

取組状況はどうかについてですが、銚子連絡道路の匝瑳市から旭市までの13キロ区間については、9月から10月にかけて、測量の実施に先立つ地元説明会を開催したところであり、現在、全線にわたって地形測量を実施しております。今後は道路設計に必要な地質調査にも着手してまいります。引き続き地元の御理解と御協力をいただきながら、整備推進に努めてまいります。

以上でございます。

◆宇野裕 委員 ありがとうございます。着々と旭市と匝瑳市間が進んでるということで大変心強く答弁を伺いました。これから最大の難関であります用地買収が、数年先には、再来年ぐらいからですかね、早ければ、進むと思いますけど、この用地買収が何としても大きな山だと思えます。マンパワーを発揮していただいて、用地買収が進んだところから工事を進めていただければ、完成に向けて早まるのではないかなというふうに期待を持っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

あと2問です。すみません。次に、県内の道路ネットワークの整備については着実に進められているところですが、日常的な道路管理についても、同様に大変重要であ

ると考えております。この委員会でも多くの委員の方から指摘があったテーマでございます。私の地元海匠地域では、地域の日常生活を支える県道だけではなく、国道 126 号など主要な幹線道路においても、残念ながら路肩などに繁茂する雑草がしばしば見受けられ、地域の方からも多くの要望が寄せられるなど、維持管理が適切に行われているとは言い難い状況にあるのではないかなというふうに思っております。このことから、道路利用者の安全な交通を確保することはもちろんのこと、地域の要望に対応するためにも、道路除草に係る予算が十分に確保されていないように見受けられます。そこで、道路除草の予算の推移はどのようになっているのか、お伺いいたします。

◎説明者（秋元道路環境課長） 道路環境課でございます。

道路除草に係る予算につきましては、側溝清掃や植栽の剪定なども含めた道路維持修繕費として計上しており、この予算は平成 24 年度当初予算の 11 億 900 万円に対して、令和 4 年度の当初予算では 22 億 700 万円となっております、10 年前と比べて約 2 倍に増加しております。

以上でございます。

◆宇野裕 委員 ありがとうございます。道路維持修繕の予算は 10 年前に比べて 2 倍に増額されていると。除草の費用も増額しているとのことですが、先ほど申し上げたとおり、県管理道路の除草が十分にできていない状況を踏まえ、適切な道路の維持管理を行うためには、さらに除草に係る予算を増やしていただいて、最低でも年に 2 回ぐらいの除草を実施する必要があるのではないかなというふうに思っております。

そこで、道路除草の予算をさらに増額していくべきではないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

◎説明者（秋元道路環境課長） 道路環境課でございます。

道路除草の予算は、道路パトロールや地域の要望を踏まえ、必要な予算の確保に努めておりますが、地域の方々からの要望が年々増加する傾向にあります。このため、今後も引き続き必要な予算の確保とともに、雑草の発生を抑制するシートの設置など、除草に代わる対策に積極的に取り組み、限られた予算の中で効率的な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

◆宇野裕 委員 ありがとうございます。年々増加している地域の要望への対応だけではなく、実際に現場で対応に苦慮している土木事務所の皆様方のためにも、引き続き必要な予算の確保に努めていただきたいと思います。

また、除草を行う上で、刈った草の処分費を少しでも縮減できれば、さらに除草予算を有効活用できるのではないかなと思いますので、御考慮いただきたいと思います。例えば、刈った草を県有地に集めて保管をして、堆肥として利用するなど効率的に草の処分が行える取組について、ぜひ検討していただければありがたいなというふうに思います。これは要望でございます。

最後になりますが、先ほども部長の御挨拶の中にもありましたが、次回の都市計画区域マスタープランの見直しについては、我が党の代表質問で質問したところであります。知事から、今後の都市づくりにおいては広域的な視点が必要であり、都市づくりの方向性や方針を示す千葉県都市づくりビジョンを新たに策定し、見直しを進めていくとの答弁がありました。

そこでお尋ねいたします。千葉県都市づくりビジョンの策定の目的はどのようなものか、お尋ねいたします。

◎説明者（横土都市計画課長） 都市計画課でございます。

策定の目的についてですけれども、県では、令和7年度、社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、10年ぶりに都市計画区域マスタープランを見直すこととしています。見直しに当たっては、広域幹線道路の整備の進展、頻発・激甚化する自然災害、また、ライフスタイルの変化などに適切に対応するため、新たに都市づくりビジョンを策定することとしました。広域自治体である県として、県民の暮らしや仕事などの基盤となる都市づくりが、よりよいものとなるよう、その方向性を示すことを目的としております。

以上です。

◆宇野裕 委員 最後の質問になります。令和7年度の都市計画区域マスタープランの見直しに当たり、大きく変化している社会情勢に適切に対応するために、都市づくりビジョンを策定することとあります。

そこでお伺いをいたします。千葉県都市づくりビジョンの内容はどのようなものか、よろしく申し上げます。

◎説明者（横土都市計画課長） 都市計画課です。

都市づくりビジョンの内容についてですけれども、千葉県都市づくりビジョンでは、目指すべき都市の姿を、「多様化するライフスタイルに対応し、暮らし続けたいと思える魅力あふれる豊かな都市」とし、構造、安全・安心、暮らし、産業、環境、マネジメントの6つの視点から都市づくりの方向性を定めることとしています。今後は広域道路ネットワークの整備の進展、県民の生活圏や経済圏の広域化、流域治水の推進など、広域的な視点に立った都市づくりが重要と考えています。現在、原案の作成が

終了しており、都市計画審議会や市町村等から意見を聞くとともに、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見も聞いた上で策定を進めてまいります。

以上です。

◆宇野裕 委員 ありがとうございます。この千葉県都市づくりビジョン、将来の千葉県の発展に確実につながるビジョンとなるよう強く要望をして、質問を終わります。

以上です。

◎説明者（大塚道路整備課長） 道路整備課でございます。

主要地方道千葉大網線大網白里スマートインターチェンジ入り口から駒込交差点までの進捗状況でございますが、現在、延長0.9キロメートルの区間で道路拡幅事業を実施してるところでございます。現在、スマートインターチェンジ側の0.5キロメートル区間を優先区間としており、並行している小中川の整備と一体的に進めることとしております。昨年度に境界立会いなど用地測量を実施し、今年度は一部残る境界立会いや土地の価格調査などを進めており、交渉に入る準備が整い次第、用地交渉に入っていきたいと考えております。今後、用地取得に向け、土地開発公社などの外部委託も検討しながら、早期の用地取得に努めるとともに、小中川の整備と連携を図りながら、事業の推進を努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎説明者（松宮河川整備課長） 河川整備課でございます。

小中川につきましては、JR外房線から上流の池田橋までの900メートル区間、これにつきましては、河道断面拡大のための護岸工と掘削工を実施しているところでございます。これまで50メートルの護岸が完成いたしまして、現在は110メートルの護岸工事を実施しておりまして、これにつきましては今年度完成する予定で進めているところでございます。あわせまして、来年度の護岸の工事に向けまして、用地買収、これについても今進めているところでございます。

以上でございます。